

マイナンバーが届いたら

12月1日時点で、皆さんの手元には「通知カード」が届き、そこに記載されたマイナンバーを確認することができます。見込みです。

通知カードは11月中旬に世帯主あてに簡易書留により発送されています。受け取れなかった場合は、不在連絡票が届けられて1週間経過後すると郵便局から市役所へ返送されます。本人確認の上、市民課窓口で受け取ることができますので問い合わせください。

市役所窓口で利用

市でのマイナンバーの利用開始は、平成28年1月1日からとなっています。具体的には、次の各種手続きにおいて通知されたマイナンバーを申請書に記入します。

子育て

◆児童手当◆特別児童扶養手当◆子ども医療費◆ひとり親家庭への医療費助成など

医療・福祉関連

◆国民健康保険◆後期高齢者医療保険◆介護保険◆重度心身障害者医療◆生活保護◆母子手帳◆市営住宅など

地方税

◆納税管理人の申請や変更申請◆相続による納税義務の承

継の届出◆減免申請◆市県民税の特別徴収の納期の特例◆地方税の賦課など

ポイント!

市役所窓口で手続きを行うときには、マイナンバーの確認と身元の確認をします。通知カードと運転免許証などの身分証もしくは個人番号カードの提示が必要です。※個人番号カードは一枚で通知カードと身分証を兼ねます

雇用先で利用

事業者が従業員のマイナンバーを必要とする事務は次の通りです。

個人番号カードの交付を希望する人は、マイナンバーの通知書類のうち「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、同封の返信用封筒で申請してください。このほかスマートフォンなどでWEBサイトからも申請できます。詳細は通知書類を確認ください。

自営業・個人事業主

所得税の確定申告の際にマ

◆雇用保険◆健康保険・厚生年金保険◆国民年金第3号被保険者◆介護保険第2号被保険者◆源泉徴収
このため、勤務先には従業員本人および扶養親族などのマイナンバーを伝えます。また、平成28年1月1日以降は、就職・退職時にも提供が求められ、これにはパート・アルバイトも含まれます。

マイナンバーの記載が求められます。ただし、実際に申告書への記載が必要になるのは、平成29年2月から3月に実施する平成28年分の申告からなるため、平成28年2月の確定申告時にはマイナンバーの記載は必要ありません。
また、社会保険労務士や弁護士への報酬、原稿料や講演料などの報酬を受け取る際には、支払調書の作成のため取引先からマイナンバーを求められる場合があります。
詳しい社会保障・税番号制度はホームページ(内閣官房)をご覧ください。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

番号制度全般
通知カード・個人番号カード
総務課 ☎(50)1202
市民課 ☎(50)1210

※個人番号カード 交付申請書みほん

顔写真貼付欄
サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請書に記入して顔写真を貼ったら、返信用封筒に入れて送ってね。

消費生活通信 No.19

マイナンバー詐欺にご用心

消費生活センター ☎(50)1300

【事例1】
「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。

【事例2】
若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思った。

【ひとことアドバイス】
▷マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況を聞くことはありません。
▷不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出は断ってください。
▷金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
▷少しでも不安を感じたら、消費生活センターに相談ください。

介護保険要介護認定を受けている人へ 障害者控除対象者認定書を交付します



問高齢者福祉課 ☎(50)1208

市では、介護保険の要介護認定を受けている人に、所得税および市県民税の障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を申請により交付します。

認定書は、平成27年分の所得税および平成28年度分の市県民税の申告時に使用することができます。

なお、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は手帳で控除できるため、申請の必要はありません。

■対象
市の要介護認定で要介護1から要介護5の認定を受けた、満65歳以上の人。
ただし、認定調査票の認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の人は対象外です。

■申請受付
本人またはその人を扶養している人が申請できます。また、郵送でも申請できます。申請書には申請者の印鑑が必要です。申請書は受付窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

■受付開始日
12月1日(火)より
※12月中は、対象者が死亡している場合を除き、申請受付のみとなります

■認定書の交付日・交付場所
平成28年1月4日(月)から高齢者福祉課および各支所介護保険担当窓口で交付します。

税法に定められた基準日(12月31日)以降の交付となりますが、対象者が基準日前に死亡している場合は、基準日前でも交付します。